

○ 認定制度による高齢者講習等事務処理要領の制定について

〔令和5年3月1日運免丙達第3号〕
〔石川県警察本部長から関係所属長あて〕

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により、高齢者講習と同等の効果がある旨の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けた運転免許取得者等教育及び認知機能検査又は運転技能検査と同等の効果がある旨の公安委員会の認定を受けた運転免許取得者等検査（以下「認定教育等」と総称する。）については、公安委員会が行う高齢者講習又は認知機能検査若しくは運転技能検査（以下「高齢者講習等」という。）と同じ法的効果を有するものとされたところ、認定教育等に係る事務を適正に処理するため、別添のとおり認定教育等事務処理要領を制定し、令和5年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この要領は、認定教育等の実施について、実施機関の事務を適正に処理するために必要な事項を定めるものとする。

2 事務の主管

この要領に関する事務は、交通部運転免許課長が主管する。なお、この要領の規定により教習所が石川県公安委員会に提出する報告等に関する書類は、別に定める場合を除き運転免許課長を経由させること。

3 実施機関に対する指導

運転免許課長は、この要領に基づき、各実施機関が適正に事務を処理しているか適切に指導を行うこと。

令和5年3月

認定教育等事務処理要領

石川県警察本部
交通部運転免許課

認定教育等事務処理要領

1 認定認知機能検査

(1) 年度ごとの実施回数及び受検者数

年度ごとの実施回数及び受検者数については「認定認知機能検査実施予定表（様式第1号）」により、3月15日までに報告すること。

(2) 認定認知機能検査員名簿

毎年3月末日現在の認定認知機能検査員について「認定認知機能検査員・運転技能検査員名簿（様式第2号）」により、4月10日までに報告すること。

(3) 認定認知機能検査員の選任又は解任

認定認知機能検査員の選任又は解任をする場合は、速やかに「認定認知機能検査員選任・解任届（様式第3号）」により公安委員会へ届け出ること。

なお、選任の場合は、認定認知機能検査員として従事するために必要な研修等の終了書の写しを添付すること。

(4) 実施結果の報告

実施結果は、実施の都度、「認定認知機能検査記録簿（日報用）（様式第4号）」で、速やかに公安委員会へ報告すること。

(5) 特異事案の報告

認定認知機能検査実施中におけるカンニング、暴行事案、その他トラブルのほか、認定認知機能検査結果通知書の誤交付など特異事項があった場合は、速やかに公安委員会へ発生日時、検査員、受検者、特異事案の内容などについて報告することとするが、暴行事案など犯罪行為の場合は、直ちに最寄りの警察署へ通報を行うこと。

(6) 認定認知機能検査結果通知書の交付、再交付

認定認知機能検査を終了した者に対し、その結果に応じた認定認知機能検査結果通知書（様式第5号）を交付するものとし、また、検査を終了した者が認定認知機能検査結果通知書を亡失、滅失又は棄損し、再交付を求めた場合は、「認定高齢者講習等証明書類再交付申請書（様式第6号）」による申請を教示し、申請に基づき新たに認定認知機能検査結果通知書（右上欄外に赤字で「㊟」と記載したもの）を作成し、交付すること。

2 認定高齢者講習

(1) 年度ごとの実施回数及び受講者数

年度ごとの実施回数及び受講者数については「認定高齢者講習実施予定表（様式第7号）」により、3月15日までに報告すること。

(2) 認定高齢者講習指導員名簿

毎年3月末日現在の認定高齢者講習指導員について「認定高齢者講習指導員名簿（様式第8号）」により、4月10日までに報告すること。

(3) 認定高齢者講習指導員の選任又は解任

認定高齢者講習指導員として選任又は解任するときは、「認定高齢者講習指導員選任・解任届（様式第9号）」により公安委員会へ届け出ること。

なお、選任する場合は、

- ・ 認定高齢者講習指導員として従事するために必要な研修等の修了証の写し
- ・ 令和4年4月以前に高齢者講習指導員課程を受けた者は運転技能検査補充講習修了証の写し及び運転適性検査指導員・資格者証の写し
- ・ 運転適性検査指導者・資格者証の交付を受けた者で、運転適性指導修了証の交付から1年に満たない者は当該修了証の写し

をそれぞれ添付すること。

(4) 実施結果、講習結果の報告

実施結果については、実施日ごとに、「認定高齢者講習記録簿（日報用）」（様式第10号）」により、速やかに公安委員会へ報告すること。

(5) 事故及び特異事案の報告

認定高齢者講習及び臨時認定高齢者講習（以下「認定高齢者講習等」という。）実施中並びに認定高齢者講習指導員の業務中の運転に係る事故、暴行事案、講習車両に対する器物損壊事案、その他トラブルのほか、認定高齢者講習終了証明書の誤交付など特異事項があった場合は、速やかに公安委員会へ発生日時、指導員、受講者、特異事案の内容などについて報告することとするが、暴行事案や器物損壊事案など犯罪行為の場合は、直ちに最寄りの警察署へ通報を行うこと。

(6) 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書の交付、再交付

認定高齢者講習等を終了した者に対し、「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書（様式第11号）」（以下「認定高齢者講習終了証明書」という。）を交付するものとし、認定高齢者講習等を終了した者が認定高齢者講習終了証明書を亡失、滅失又は棄損し、再交付を求めた場合は、認定高齢者講習等証明書類再交付申請書による申請を教示し、申請に基づき新たに認定高齢者講習終了証明書（右上欄外に赤字で「㊟」と記載したもの）を作成し、交付すること。

3 認定運転技能検査

(1) 年度ごとの実施回数及び受検者数

年度ごとの実施回数及び受検者数については「認定運転技能検査実施予定表（様式第12号）」により、3月15日までに報告すること。

(2) 認定運転技能検査員名簿

毎年3月末日現在の認定運転技能検査員について認定認知機能検査員・運転技能検査員名簿により4月10日までに報告すること。

(3) 認定運転技能検査員の選任又は解任

認定運転技能検査員として選任又は解任するときは、「認定運転技能検査員選

任・解任届（様式第 13 号）」により公安委員会へ届け出ること。

なお、選任する場合は、認定運転技能検査員として従事するために必要な研修等の終了書の写しを添付すること。

(4) 検査の公正性の確保

認定運転技能検査を行う場合は、ドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置により、受検者の動静や検査員の採点状況に関する映像及び音声について記録すること。

記録した映像及び音声については、検査の公正性を確保する必要から、受検者の免許の有効期間満了日まで保存することとするが、認定検査実施機関の判断により、検査判定に疑義を生じるおそれがないと明らかに認められる場合には、保存を要しないこととする。

(5) 実施結果、検査結果の報告

実施結果については、実施日ごとに、「認定運転技能検査記録簿（日報用）（様式第 14 号）」で、速やかに公安委員会へ報告すること。

(6) 事故及び特異事案の報告

認定運転技能検査実施中及び認定運転技能検査員の業務中の運転に係る事故、暴行事案、検査車両に対する器物損壊事案、その他トラブルのほか、認定運転技能検査結果証明書が誤交付など特異事項があった場合は、速やかに公安委員会へ発生日時、検査員、受検者、特異事案の内容などについて報告することとするが、暴行事案や器物損壊事案など犯罪行為の場合は、直ちに最寄りの警察署へ通報を行うこと。

(7) 認定運転技能検査受検結果証明書の交付、再交付

認定運転技能検査を受検し合格した者に対し、その結果を記載した「認定運転技能検査受検結果証明書（様式第 15 号）」を交付するものとし、また、認定運転技能検査を受検し合格した者が認定運転技能検査受検結果証明書を亡失、滅失又は棄損し、再交付を求めた場合は、認定高齢者講習等証明書類再交付申請書による申請を教示し、申請に基づき新たに認定運転技能検査受検結果証明書（右上欄外に赤字で「㊟」と記載したもの）を作成し、交付すること。

4 認定制度に共通する運用上の留意事項について

(1) 「公安委員会認定」という文字を冠した名称の使用等について

公安委員会の認定を受けた者は、認定を受けた運転免許取得者等教育の課程又は運転免許取得者等検査の方法について「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いることができる（法第 108 条の 32 の 2 第 3 項（法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。））。

この場合、「石川県公安委員会認定」とすることは差し支えないが、認定した公安委員会以外の公安委員会の都道府県の名称を付すことや、「石川県警察認定」、「警察庁認定」、「公安委員会公認」、「公安委員会認可」又は「公安委員会許可」

というような「公安委員会認定」に類似した名称を用いることは、運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査を受けようとする者等を混乱させ、また、法第108条の32の2第3項違反を助長するおそれがあることから、用いないこと。

また、「公安委員会認定」の文字を冠した名称は、運転免許取得者等教育の課程又は運転免許取得者等検査の方法について用いることができるものであり、施設の名称等について用いないこと。

なお、実施機関の中には、「指定」を受けていることをもって施設の名称等に「公認」、「認定」、「認可」等という文字を冠している実態が認められるが、これとの混同を避けることから、「公安委員会認定」という文字を適切に使用すること。

(2) 指定自動車教習所において認定教育等を行う場合の留意事項

指定自動車教習所において教習業務と同時に運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査を実施する場合には、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第5項第1号ムの「同時にコースにおいて使用する自動車」には当該運転免許取得者等教育又は当該運転免許取得者等検査に使用する自動車も含まれる。

この場合、指定自動車教習所の教習業務について公安委員会が適切に指導監督する必要があることから、指定自動車教習所において運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査に使用する自動車については、外部から容易に識別できるように「認定教育（検査）中」等の標識を車両の前方又は後方から見やすいように表示すること。

(3) 事故の防止

運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査の実施に当たっては、交通事故等の防止に特に配慮すること。

5 その他

本要領に定めのない事項については、別に定める。

認定認知機能検査実施予定表

年 月 日

石川県公安委員会 殿

実施機関名

管 理 者

年度の認定認知機能検査の実施予定を下記のとおり設定するので報告します。

月	予定区分	実施回数	受検者数
4月		回	人
5月		回	人
6月		回	人
7月		回	人
8月		回	人
9月		回	人
10月		回	人
11月		回	人
12月		回	人
1月		回	人
2月		回	人
3月		回	人
合計		回	人

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

認定認知機能検査員選任・解任届

年 月 日

石川県公安委員会 殿

実施機関名

管 理 者

次のとおり選任・解任したので届出ます。

ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	
資 格 種 別	
現有免許の種類	
選任・解任年月日	
選任・解任理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第5号

認定認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生年月日

検査年月日

検査場所

総合点 点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

様式第5号

にんていにんちきのうけんさけつかつうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆうしよ
住 所

しめい
氏 名

せいねんがつび
生 年 月 日

けんさねんがつび
検査年月日

けんさばしよ
検査場所

にんちしよう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか きおくりよく はんだんりよく ていか
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじんさ かりい にんちきのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、しんろへんこう あいず おく けいこう
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、こんご うんてん じゆうぶんちゆうい
今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしよう こうしんてつづきさい しよめんかならじさん
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

年 月 日

殿

認定高齢者講習等証明書類再交付申請書

(申請者) 住 所

氏 名

電話番号 ()

続 柄

次のとおり、証明書類の再交付を申請します。

再 交 付 を 受 け る 者	
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
生年月日	年 月 日
受講(検)日	年 月 日
証明書類	<input type="checkbox"/> 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)修了証明書 <input type="checkbox"/> 認定認知機能検査結果通知書 <input type="checkbox"/> 認定運転技能検査受検結果証明書 <input type="checkbox"/> その他
申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破(汚)損 <input type="checkbox"/> その他 ()

年 月 日、上記の証明書類を受領しました。

申請する理由となった証明書類を発見等した場合は、発見した方を返納します。

氏 名

認定高齢者講習実施予定表

年 月 日

石川県公安委員会 殿

実施機関名

管 理 者

年度の認定高齢者講習の実施予定を下記のとおり設定するので報告します。

月	予定区分	実施回数	受検者数
4月		回	人
5月		回	人
6月		回	人
7月		回	人
8月		回	人
9月		回	人
10月		回	人
11月		回	人
12月		回	人
1月		回	人
2月		回	人
3月		回	人
合計		回	人

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

認定高齢者講習指導員選任・解任届

年 月 日

石川県公安委員会 殿

実施機関名

管 理 者

次のとおり選任・解任したので届出ます。

ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	
資 格 種 別	
現有免許の種類	
選任・解任年月日	
選任・解任理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程を終了した者であることを証明する。

実車指導の有無	有 ・ 無
---------	-------

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

備考

- 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む教育を受けた場合には、実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない教育を受けた場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

認定運転技能検査実施予定表

年 月 日

石川県公安委員会 殿

実施機関名

管 理 者

年度の認定運転技能検査の実施予定を下記のとおり設定するので報告します。

月	予定区分	実施回数	受検者数
4月		回	人
5月		回	人
6月		回	人
7月		回	人
8月		回	人
9月		回	人
10月		回	人
11月		回	人
12月		回	人
1月		回	人
2月		回	人
3月		回	人
合計		回	人

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

認定運転技能検査員選任・解任届

年 月 日

石川県公安委員会 殿

実施機関名

管 理 者

次のとおり選任・解任したので届出ます。

ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	
資 格 種 別	
現有免許の種類	
選任・解任年月日	
選任・解任理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、に
において、道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 1 項第 3 号口に掲げる基準に適合する
運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた
者であることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-----------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70 点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80 点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印